

科目名	親族・相続法 (家族法)	科目分類	■専門科目群 □総合科目群		
			法律学科	□必修 ■選択	
			学科	□必修 □選択	
英文表記	Civil Law (Family Law)	開講年次	□1年 □2年 ■3年 □4年		
		開講期間	□前期 □後期 □通年 □集中		
ふりがな	さとう かつえ	実務家教員担当科目	○	修得単位	4単位
担当者名	佐藤 克枝	実施方法	■対面のみ □遠隔のみ □対面・遠隔併用		
授業のテーマ	婚姻、離婚、親子、扶養および相続など家族に関する制度について学び、さらに法的な問題について考えることができるようになる。				
到達目標	この授業の単位を修得した場合、次のような知識・能力を習得できます。 1 親族法、相続法のそれぞれについて、基本事項を説明することができる。 2. 事案を見て、何が法的に問題となっているかを指摘し、意見を述べることができる。				
授業概要	家族における法的な問題とその解決方法を学びます。また、少子・高齢化、生殖補助医療技術の発展など、民法制定時には想定されていなかった問題についてもふれていきます。				
授業計画					
第1回	民法における家族法の位置づけ、家族法の歴史	第17回	相続概観（相続の意義、特徴、相続の開始）		
第2回	親族法概観（親族関係の概念、範囲、相互扶助）	第18回	相続人の範囲と順位、相続分（相続人・法定相続分のルール、代襲相続、法定相続分の修正）		
第3回	婚姻の要件（婚姻障害、届出、婚姻意思の合致、婚姻の無効・取消し）	第19回	相続欠格・相続排除、相続回復請求権		
第4回	婚姻の一般的効果（夫婦間、夫婦以外の第三者との関係）	第20回	相続財産の範囲①（包括継承、相続の対象となる権利義務）		
第5回	夫婦財産制	第21回	相続財産の範囲②（相続の対象とならない権利義務） 祭祀財産		
第6回	離婚（離婚の方法）	第22回	法定相続分の計算		
第7回	離婚（離婚の効果）	第23回	遺産共有		
第8回	婚姻外の男女関係（婚約、内縁）	第24回	遺産分割		
第9回	親子関係の基本的枠組み 実子（嫡出子と非嫡出子）	第25回	相続の承認・放棄（単純承認・限定承認・放棄） 遺産分離		
第10回	生殖補助医療により生まれた子の親子関係	第26回	相続人の不存在		
第11回	養子（制度の概観、普通養子、離縁、特別養子）	第27回	遺言（遺言能力、遺言の方式、遺贈、遺言の執行、遺言の撤回）		
第12回	親権（親権の行使、制限、終了）	第28回	遺言の記載要領		
第13回	後見（成年後見制度の概観、法定後見、任意後見、登記）	第29回	遺留分（遺留分の範囲、遺留分侵害請求権）		
第14回	扶養（権利義務、順位、方法、扶養請求権の処分禁止等）	第30回	相続法のまとめ		
第15回	親族法のまとめ	第31回	後期定期試験		
第16回	中間試験				
授業時間外の学習	1. 授業前には教科書の該当箇所に必ず目を通してください。分からない用語は調べてノートにまとめておいてください。(2時間程度) 2. 単元毎に、前回講義内容の確認（まとめチェック）を行います。講義の復習をしっかりと行ってください。(2時間程度)				
履修条件	民法入門の単位を修得済みであることを前提に講義を進めます。				

受講のルール	教科書を必ず購入してください。また、適宜資料を配布しますが、事前に連絡がなく欠席した学生には原則として配布しませんので、友人同士でコピーしてください。講義の際は、前回までに配布した資料を必ず持参して下さい。
テキスト	床谷文雄ほか『新プリメール民法5 家族法（第2版）』法律文化社
参考文献・資料	本山敦ほか『家族法』（第2版）日本評論社、佐藤義彦ほか『民法V－親族相続法（第4版）』有斐閣、田山輝明『事例で学ぶ家族法（第4版）』法学書院、『民法判例百選Ⅲ親族・相続』有斐閣、青竹美香ほか『START UP 民法⑤親族・相続判例30！』有斐閣
成績評価の方法	【試験（中間40％、期末40％）、受講態度20％】 上記評価項目を基にして総合的に判断します。 ・出席回数が規定に満たない場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は、試験を受けることができません。 ・出席確認時に不在だった場合は原則としてその回は欠席とします。 ・授業中に無許可で退出した場合は欠席とします。
オフィスアワー	火曜日14：40～16：10・水曜日14：40～16：10
成績評価の基準	秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)
実務経験及び実務を活かした授業内容	私は公務員として法務業務に携わり、コンプライアンスのほか、法律相談も担当しました。親族・相続は、民事の法律相談では大半を占める内容です。実務の場面で現れる問題点についても話したいと思います。
学生へのメッセージ	家族法（親族法・相続法）では、家族という身近な関係を対象としている対象としているので比較的とりかかりやすい領域です。積極的な履修を期待します。